

## 農業の6次産業化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、農業の6次産業化支援事業実施要領（平成26年5月20日付け埼玉県農林部長決裁。以下「実施要領」という。）に基づいて行うネットワーク活動推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

その交付に関しては、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29食産第5355号農林水産事務次官依命通知）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業及び補助率等)

第2条 第1条に規定する補助金交付の対象となる経費及び事業費並びに対象経費補助率等は、別表1に定めるところによる。

2 6次産業化施設整備事業の補助額は、次の(1)から(3)までに掲げる額を比較して、最も低い額の範囲内とする。

(1) 交付対象経費に10分の3（前項別表1の3の補助率のただし書きに該当する場合は2分の1）を乗じて得た額

(2) 交付対象経費に充てるために貸付等を行う第1項の資金の額

(3) 交付対象経費から(2)の額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

3 第2項に定める方法により算出された交付金の額が1億円を超える場合は、当該額にかかわらず、1億円以内とする。

ただし、次の(1)から(3)までに掲げる要件を全て満たす場合であって、業務用需要に応じた一次加工品等の事業者間の取引（以下「BtoB」という。）において、その取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費に限り、2億円の範囲内で上乘せすることができる。

(1) 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に定める目標年度において、本事業におけるBtoBに供するものの取扱量又は取扱金額が50パーセントを超える計画であること。

(2) 取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費が明確であること。

(3) 事業実施計画に、本事業における一次加工品等の製造過程について、HACCPに関する第三者認証を取得することが明記されていること。

### (経費の流用)

第3条 別表1の補助対象事業欄に掲げる事業間において、補助対象経費の流用をしてはならない。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条の規定に基づく申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の仕入れに消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表2に定めるものとする。

(申請書の提出期限)

第5条 規則第4条の規定に基づく申請書の提出は、知事が別に定める日までに行うものとする。

(内容の変更等)

第6条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合には、様式第2号により補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遂行が困難な場合等)

第8条 補助事業者は、規則第6条第1項第4号の規定に基づき知事の指示を求める場合には、事業（本補助金の補助の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の規定に基づく交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(交付の方法)

第10条 この補助金は、概算払で交付することができる。

(事業遂行状況報告)

第11条 規則第11条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出して行うものとする。

2 知事は、前項に定める時期のほか、補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告書)

第12条 規則第13条の規定に基づく実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第6号によりすみやかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(処分を制限する財産)

第14条 規則第19条の規定に基づく知事が定める財産は、1件当たり取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の整備)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(入札の実施)

第16条 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名

競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとするものに対し、書面により契約にかかる指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（書類の経由）

第17条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄する農林振興センターの長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成28年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から適用する。
- 2 平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月3日から適用する。
- 2 この通知による改正前に実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月3日から適用する。
- 2 この通知による改正前に実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月28日から適用する。

2 この通知による改正前に実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表1 (第2条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助対象者	補助率	重要な変更	
				経費の変更	事業の内容の変更
1 6次産業化の推進体制整備事業 (1) 6次産業化等に関する戦略の策定	6次産業化・地産地消推進協議会開催費(講師謝金、講師旅費、資料印刷費等)、交流会開催費(講師謝金、講師旅費、会場借料、資料印刷費、開催案内印刷・発送費等)、通信費、消耗品費等	市町村	定額	交付対象経費の減額(不用額率(不用額/補助金交付決定額×100)が、20%以上となる場合に限る。なお、不用額とは、補助金交付決定額のうち、未執行となった額をいう。)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
(2) 人材育成研修会の開催	管理運営費(人件費、旅費、研修生募集案内印刷費等)、開講実施費(会場費(会場借料、会場等備品、会場整理賃金)、講師謝金、講師旅費、テキスト作成費(原稿料、資料印刷費)等)、インターンシップ研修の実施費(研修生受入れ謝金、研修生損害保険料等)、通信費、消耗品費等	戦略策定市町村			
2 6次産業化の推進支援事業 (1) インバウンドを中心とする観光消費の促進	新たなメニュー・新商品・新サービスの企画・開発費(試作品、パッケージデザイン及び体験サービスの企画・開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料)、消費者評価会実施	農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市	定額(1/3以内) 市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、1/2以内		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

	費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、多言語標示板設置費、広報ツール作成費（資料印刷費、外国語ホームページ等作成費）、通信費、消耗品費等	町村が組織するもの（以下「市町村協議会」という。）又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって知事が関東農政局長と協議の上特に認める団体			
(2) 経済活動としての農福連携の発展	研修会費（講師謝金、講師旅費、会場借料）、作業マニュアル作成費（検討会出席謝金、開発員手当）、新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料）、消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、販売促進展開費（会場借料、インターネットを活用した試験販売費、商品紹介資料印刷費、出展旅費、展示品輸送費）、通信費、消耗品費等		定額（1/2 以内）		
(3) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進	調査・検討費（人件費、調査旅費）、新たなメニュー・新商品等開発費（試作品の開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料）、実需者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、		定額（1/3 以内） 市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものに		

	アンケート調査印刷費、集計整理賃金)、通信費、消耗品費等		あつては、1/2 以内		
(4) 新商品開発・販路開拓の実施	新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料等）、消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、インターネットを活用した試験販売費、販売促進展開費（会場借料、商品紹介資料印刷費、出展旅費（1 回の出展当たり 2 人までとし、2 回分の出展費用を限度とする。）、施設給食における導入実証費、展示品輸送費）、通信費、消耗品費等		定額（1/3 以内） 市町村が定める当該市町村の区域における 6 次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、1/2 以内（施設給食の導入実証の取組にあつては、1 食当たり 40 円を事業費の上限とする。）		
(5) 直売所の売上向上に向けた多様な取組	検討会・研修会の開催費（委員謝金、委員旅費、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費等）、新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等）、ツアー等の企画費（観光事業者旅費、資料印刷費等）、新商品の消費者評価会開催費（会場借料、通信運搬費、消耗品費等）、販売企画費（会場借料、資料印刷費、試食		定額（1/3 以内） 市町村が定める当該市町村の区域における 6 次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、1/2 以内		

	材料費、通信運搬費、消耗品費等)、 実証実験分析費(分析員手当、調査 旅費、資料印刷費、通信運搬費、消 耗品費)、実証実験実施費(実施員 手当、会場借料、通信運搬費、消耗 品費、ハンディーPOS・バーコード プリンターレンタル費、集出荷トラ ックレンタル費、集出荷トラッ ク燃料費、大型保温保冷库レンタ ル費、宅配ボックスレンタル費等)			
3 6次産業化施設整備事業 (1) 農林水産物等の加工・流通・販売等の ために必要な施設 ア 農林水産物等の集出荷のために必要 な施設 イ 農林水産物等の処理加工のために必 要な施設 ウ 農林水産物の高付加価値化、地域の 生産・加工との連携等を図る農林水産 物等の総合的な販売のために必要な施 設及び地域食材提供のために必要な施 設 エ 農林水産物の高付加価値化、地域の 生産・加工との連携等を図る農林水産 物等の生産・加工体験提供のために必 要な施設 3の(1)のイ又はウに掲げる施設と一 体的に整備する農林水産物等の生産・ 加工体験の提供のための機械及び建	補助対象事業欄に掲げる施設を整 備するための費用  ※ 補助対象としない経費 1 事業実施主体が、本事業によ らず現に実施し、又は既に終了 させた事業に係る経費 2 個人で使用する機械、施設、運 搬用トラック等の目的外使用の おそれのある施設等に係る経費 3 既存の施設の代替として、同 種、同規模及び同効用のものを 再度整備するもの(いわゆる更 新)並びに補助の対象とする施 設のうち附帯施設のみに係る経 費 4 既存施設の取壊し及び撤去に 係る経費	地域資源を活用した農林漁業 者等による新事業の創出等及 び地域の農林水産物の利用促 進に関する法律(平成22年法 律第67号。以下「六次産業化・ 地産地消法」という。)第5条の 規定に基づく認定若しくは同 法第6条の規定に基づく変更 の認定を受けた農林漁業者団 体又は中小企業者と農林漁業 者との連携による事業活動の 促進に関する法律(平成20年 法律第38号。以下、「農商工等 連携促進法」という。)第4条の 規定に基づく認定若しくは第 5条の規定に基づく変更の認 定を受けた農林漁業者団体及 び中小企業者で、知事が別に定	定額(事業費の3/10以 内、ただし次のいずれか の要件を満たす本事業 については、事業費の 1/2以内。 1 中山間地農業ルネ ッサンス事業実施要 綱(平成29年3月31 日付け28農振第2275 号農林水産事務次官 依命通知)第2により 県が中山間地農業の 振興を図るために策 定する「地域別農業振 興計画」に基づき、か つ、事業実施計画にお いて、地域外での販路 の確保、交流人口の増 加、雇用の確保等の地	1 事業の 新設又は 廃止 2 事業実 施場所の 変更 3 事業実 施主体の 変更

<p>物（ただし、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）第3に定める事業を実施中又は、実施が終了した地域からの観光入込客の流入が見込める地域における取組に限る。）</p> <p>オ 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設</p> <p>カ 収穫後病害虫防除のために必要な施設</p> <p>キ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組に係るものを除く）</p> <p>ク アからキまでの附帯施設</p>	<p>5 交付対象施設等に係る附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除く）及び汎用性のある事務用機器等の購入に係る経費</p> <p>6 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費</p> <p>7 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物内にある部屋のうち、加工・流通・販売等の業務に関わらない用途にも用いることのできるもの（会議室、事務室、役員室、休憩室、物置、更衣室（ただし、食品衛生管理上、必要不可欠なもの及び障害者等を雇用する際に必要なものを除く。）等）に係る経費</p>	<p>める資金の貸付又は出資（以下「貸付等」という。）を受けて、補助対象事業欄の3に掲げる施設等の整備を行う次に掲げる者。</p> <p>・農林漁業者の組織する団体 3戸以上の農林漁業者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができることと認められる団体（法人格を有しない団体にあっては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。）及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であって農林漁業関連事業に常時従事する者を3人以上雇用し、又は常時従事する者を新たに3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているもの。</p> <p>ただし、補助対象事業欄3の</p>	<p>域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業</p> <p>2 市町村戦略に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村が認める事業</p> <p>3 認定総合化事業計画又は認定農工商等連携事業計画において、本事業による施設等の整備を契機として、障害者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定に</p>		
<p>(2) 6次産業化等の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等</p> <p>ア 簡易土地基盤整備</p> <p>イ 農業用水のために必要な施設</p> <p>ウ 営農飲雑用水のために必要な施設</p> <p>エ 農産物生産に必要な施設</p> <p>オ 乾燥調製貯蔵のために必要な施設</p> <p>カ 育苗のために必要な施設</p> <p>キ 水産用種苗生産・畜養殖のために必要な施設</p> <p>ク 堆肥製造のために必要な施設</p> <p>ケ 新技術活用種苗等供給のために必要</p>					

<p>な施設</p> <p>コ 特用林産物生産のために必要な施設</p> <p>サ 農林水産物運搬のために必要な施設</p> <p>シ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設（売電を目的とする取組に係るものを除く）</p> <p>ス アからシまでの附帯施設</p>		<p>(1)のエに掲げる施設等を整備しようとする者は、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）第2に定める地域協議会（以下「農泊地域協議会」という。）の構成員ではない者に限る（本事業の完了日以後に農泊地域協議会の構成員となった場合は、この限りではない。）。</p> <p>・中小企業者 農商工等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者（個人及びみなし大企業を除く。）</p>	<p>より要介護認定を受けた者をいう。以下同じ。）を新たに雇用（本事業により整備した施設等に関連した業務に従事する者に限る。）することが定められており、かつ、六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく認定若しくは第6条の規定に基づく変更の認定又は農商工等連携促進法第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた日から起算して2年を経過する日までに障害者等を雇用することが確実であると認められる事業</p> <p>ただし、補助対象者に交付する補助金の額は第2条第2項及び第3項により算定された額）</p>		
<p>(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <p>ア 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <p>イ アの附帯施設</p>					

別表 2 (添付資料)

1 交付申請書 (第 4 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	収支 (歳入歳出) 予算書 (抄本)	必須
2	事業費見積明細書 (様式自由)	必須
3	事業実施内容に係る見積書の写し	整備事業を実施する場合
4	貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書類	整備事業を実施する場合

2 変更交付申請書 (第 6 条関係)

	添付書類	添付の条件
1	当初提出した様式第 1 号 (交付申請書) の変更部分を赤字で修正したもの	必須
2	変更内容がわかる書類	必須

3 実績報告書 (第 12 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	収支 (歳入歳出) 決算 (見込) 書 (抄本)	必須
2	事業実績内訳明細書	必須
3	事業実施内容に係る領収証等 (支払ったことが確認できる書類) の写し	必須
4	出来高設計書	整備事業を実施した場合
5	財産管理台帳の写し	整備事業を実施した場合
6	貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書類	整備事業を実施した場合
7	写真 (整備事業により整備した施設等のもの)	整備事業を実施した場合

4 消費税等相当額報告書 (第 12 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	内訳資料	必須
2	消費税確定申告書の写し (税務署の収受印があるもの)	必須
3	付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し	必須
4	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳	必須
5	通勤手当の内訳を確認できる資料	人件費に通勤手当を含む場合
6	消費税法第 60 条第 4 条に規定する特定収入の割合を確認できる資料	補助対象者が、消費税法第 60 条に定める法人等である場合
7	補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業者の場合は所得税) 確定申告書の写し (税務署の収受印等のもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料	免税事業者の場合
8	補助金事業実施年度における消費税確定申告書 (簡易課税) の写し (税務署の収受印等のもの)	簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合

様式第1号（第4条関係）

年度農業の6次産業化支援事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

団 体 名  
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業の6次産業化支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業の目的

3 事業内容 別紙のとおり

1 実施予定事業の内容

実施事業	事業費 (A)=(B)+(D) +(E)+(F)	事業費内訳				補助金 所要額 (F)	備考
		自己資金		地方公共団体等による助成金			
		(B)	うち貸付金等 (C)	市町村 (D)	その他 (E)		
1 6次産業化の推進体制整備事業							
(1) 6次産業化等に関する戦略の策定							
(2) 人材育成研修会の開催							
2 6次産業化の推進支援事業							
(1) インバウンドを中心とする観光消費の促進							
(2) 経済活動としての農福連携の発展							
(3) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進							
(4) 新商品開発・販路開拓の実施							
(5) 直売所の売上向上に向けた多様な取組							
3 6次産業化施設整備事業							
(1) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設							
(2) 6次産業化等の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等							
(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設							
事業費 小計							
附帯事務費							
合計							

- (注) 1 申請者が市町村の場合、市町村の自己負担額については「事業費内訳」の「自己資金」欄に記入すること。
- 2 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。  
また、事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、その内容を様式第1号別紙2「3 補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容」欄に記載すること。
- 3 附帯事務費について補助金の申請をする場合は、様式第1号別紙2「4 附帯事務費の内訳」欄に記載すること。
- 4 その他参考になる事項を備考欄に記載すること。

2 事業完了予定年月日

年	月	日
---	---	---

様式第2号（第6条関係）

年度農業の6次産業化支援事業補助金変更交付申請書

番 号  
年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定があった事業について、  
下記のとおり変更したいので、農業の6次産業化支援事業補助金交付要綱第6条の規定  
に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

様式第3号（第9条関係）

年度農業の6次産業化支援事業補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度農業の6次産業化支援事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合及び補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

3 法律の適用

この補助金は国の食料産業・6次産業化交付金を原資とすることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用がある。

様式第4号（第11条関係）

年度農業の6次産業化支援事業補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定があった事業について、  
農業の6次産業化支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、その遂行状況を下  
記のとおり報告します。

記

実施事業名	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日 までに完了したもの		年 月 日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 6次産業化の推進体制整備事業	円	円	%	円		
2 6次産業化の推進支援事業						
3 6次産業化施設整備事業						

様式第5号（第12条関係）

年度農業の6次産業化支援事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった事業について、下記のとおり事業を実施したので、農業の6次産業化支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助金精算額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業の目的

3 事業内容 別紙のとおり

1 実施事業の内容

実施事業	事業費 (A)=(B)+(D) +(E)+(F)	事業費内訳				補助金 精算額 (F)	補助金 交付決定額 (G)	補助金 受入済額 (H)	差引 過不足額 (I)=(H)-(F)	備考
		自己資金		地方公共団体等による助成金						
		(B)	うち貸付金等 (C)	市町村 (D)	その他 (E)					
1 6次産業化の推進体制整備事業						/	/	/		
(1) 6次産業化等に関する戦略の策定										
(2) 人材育成研修会の開催										
2 6次産業化の推進支援事業										
(1) インバウンドを中心とする観光消費の促進										
(2) 経済活動としての農福連携の発展										
(3) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進										
(4) 新商品開発・販路開拓の実施										
(5) 直売所の売上向上に向けた多様な取組										
3 6次産業化施設整備事業										
(1) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設										
(2) 6次産業化等の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等										
(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設										
事業費 小計										
附帯事務費										
合 計								0		

- (注) 1 申請者が市町村の場合、市町村の自己負担額については「事業費内訳」の「自己資金」欄に記入すること。
- 2 備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。  
また、事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受けた場合には、「融資該当有」と記入の上、その内容を様式第5号別紙2「3 補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受けた場合の融資の内容」欄に記載すること。
- 3 附帯事務費について補助金の申請をした場合は、その実績を様式第5号別紙2「4 附帯事務費の内訳」欄に記載すること。
- 4 その他参考になる事項を備考欄に記載すること。

2 事業完了年月日

年	月	日
---	---	---



番 号  
年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

団 体 名  
代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業の6次産業化  
支援事業補助金について、交付要綱第 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付手続き等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)第14条の  
規定による確定額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況  
※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定  
時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

様式第7号（第13条関係）

年度農業の6次産業化支援事業補助金交付確定通知書

番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった 年度農業の6次産業化支援事業  
補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15  
号）第14条の規定により、次のとおり額を確定する。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第8号(第15条関係)

## 財産管理台帳

補助事業者名

地区名	地区	事業実施年度	年度		農林水産省 所管交付金名	食料産業・6次産業化交付金								
事業の内容				工期		経費の内容			処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	交付対象 事業費	事業費の内訳			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
							補助金 (交付金)	市町村費	その他					
合 計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。